

令和元年第 8 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和元年 1 2 月 1 0 日 (開会)

令和元年 1 2 月 1 2 日 (閉会)

○議長（伊藤敏夫） 7番、北林義高君君。

（7番 北林義高君議員 一般質問席登壇）

○7番（北林義高） 先ほどの武石議員と重複するところがあると思いますが、よろしくお願ひします。

私の質問は、村内の山林の路網整備や木材の利活用についてお伺ひします。

村長も当選して8カ月となりました。これから村の舵取り役として手腕を發揮することと思ひますが、これからの予算編成に向けて、村の山林、木材の利活用についてお聞きします。

森林管理署が天然杉の伐採最盛期の頃は、多くの村民が職員や作業員として働いていました。製材所も何社もあり従業員も多数おり、村の人口も多く活気があり賑やかでした。この頃は木材の値段もよく林家の皆さんも個人や集落などで、皆伐や植林を盛んに行っており、山も手入れが行き届いていました。

今ではたくさんあった製材所も1社となり、縫製工場もなくなり、これといった産業がないこの村では、農業、林業の2つが産業となっております。農業も後継ぎが辞める農家が増えています。

林家の皆さんも同じで、高齢の方が増えて手入れもなかなか進まなくなってきたおり、後継者の方も自分の山林がある場所や境界、今、どのような状態なのかさえわからなくなっております。個人で処分しようにも事業費で赤字となり処分出来ない状況です。

村が先頭に立ち集落単位でまとめるなど、協力、指導が必要ではないでしょうか。このためにも林道、作業道が必要です。

秋田県にも国から森林環境税2億4,806万円が初配分され、村にも367万円配分されました。使い道が決まっており、森林が多い自治体では間伐や担い手育成となっております。少額ではありますが、他の補助金なども利用されて作業道や林道の整備を進めて、伐期がきている村有林や民有林も含め間伐や皆伐、植林を進めることで、荒れた山林の手入れもでき、数少ない村内業者の育成にもなります。

村内には、これから建て替えが見込まれる公共施設もありますが、沖田面集落にある森林管理署上小阿仁支署のような木材を前面に出すような建物を考えてもらえばと思ひます。また、村内にはバイオマスのチップ工場も稼動しております。今まで山林に残してありました残材やパルプ向けの木材などもチップ工場に出すことで、山も綺麗になり、植林も楽になります。

村長の考えをお聞かせください。

議長（伊藤敏夫） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えいたします。昔の話をすれば、昔は、この村は林

業で成り立った村であります。働く人も皆、山で生活をしてきたと、それは村民全部が覚えております。けれども、世の中が変わりました。木材の需要が減ってきたということ、それからやっぱり木材の価格が上がらない。思ったように上がらない。現状で今、伐期に達して伐採しております。あちこちでありますけれども、国の制度を活用して作業道をつければ、必ず植栽をしなければなりません。植栽をするということは、今、稼いだお金を吐き出して、もしかすれば足してやらなければいけない。植栽だけではありませんね。

下刈りやって、間伐やって、木が売れるまでの間の、そういう経費をみれば、なかなか、そういう国の制度を活用してやれないというのが、私は現状だと思えます。ですから、今、いろんなところで皆伐事業をやっているのは、ほとんど植栽されないと思えます。これから山が荒れるんです。こういう状態が続けばも上小阿仁村も。ですから林家の人方も山を守る、地域を守るということで、少しでも植林をやっていければいい。そういうものに対しては村でも支援をしていきたいなど、私はそう考えております。これは原稿にないことなのですが、そういうふうな取組みはしなければいけないだろうと思っています。

木材価格については、販売する時期や材にもよりますが、底値状況は脱却し、価格がやや上昇傾向に推移しております。このため、里山で平坦な条件の良い山林において皆伐している光景を見かけるようになりました。製材所においても木材が不足しているという声も聞こえており、しばらくこの傾向が続くのではないかと予測しております。

個人の山林において処分できない林家については、第一に林業事業体に相談するなど、個人の対応をしていただくこととなります。周辺の林家と共同で実施するには、集落が取りまとめるほか、林業事業体に取りまとめてもらう方法もあります。

この時に、搬出に必要な路網についても話し合いで決めていただくこととなります。これらができない場合は、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に進むこととなります。

これから数年かけて行う意向調査を行った結果により、経済林と非経済林に分類します。経済林に分類されると、意欲と能力のある林業事業体に所有森林の管理を委ねることとなります。この場合、伐採後は再造林をすることが必須となっておりますので、皆伐して得た収益は再造林にかかる費用に充てることになり、皆伐して得た収益は手元に残らないことも考えられ、その後の保育等事業も発生します。

非経済林に分類されると強い間伐等を行い、天然林に近い混交林化へと向います。この経費は森林環境譲与税を充当します。

森林経営管理制度に進んだ場合は、どちらにしても皆伐した収益は、林家の

手元に残らないことが予想されますので、個人やまとめて処分される方法がよいと考えられます。村有林に隣接し、共同施業が可能な箇所であれば、コストを抑えることも可能ですので、事業の実施時期について考慮してまいります。

路網の整備につきましては、森林整備等事業計画に基づいた路網の整備が補助対象事業の要件となっておりますので、私有林については、しっかりとした森林整備にかかる計画等を作成していただき、必要な路線について整備を図っていただけるよう周知に努めます。

また、今年度バイオマスチップ工場が稼動しており、村有林の残材など村として協力すべきではないかのご意見ですが、このような質問には、私は村長としてお答えはいたしません。何故なら、この企業は議員が経営されている営利企業であります。

先ほども申し上げましたが、政治倫理上、議員が議員の企業に便宜を図る質問することは、控えなければ政治倫理も何もない村になってしまいます。議長の対応、指導もお願いいたします。議員は村民全体の奉仕者であり、公共の利益のために働くことが求められており、議員は関係する企業や団体ために利益を享受することは許されません。村有林の残材を提供することに関しても、残材といえども慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） 北林義高君

○7 番（北林義高） 村の宝である村有林、民有林も含めて、木材の利活用をするためにも、林道、作業道の開設をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤敏夫） これで4名の一般質問を終わります。